

第2回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年1月29日(火)
開会 午後7時00分 閉会 午後9時11分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- | | | |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢 | 公募委員 |
| | 後藤律而 | 公募委員 |
| | 高村明宏 | 公募委員 |
| | 亀井 専 | 公募委員 |
| | 梅田洋子 | 公募委員 |
| | 吉田宰志 | 公募委員 |
| | 黒田 勉 | 公募委員 |
| | 薫田文悟 | 公募委員 |
| | 濱島純子 | 公募委員 |
| | 安田光昭 | 公募委員 |
| | 野澤敬子 | 公募委員 |
| | 佐藤孝洋 | 公募委員 |
| | 杉山健二 | 公募委員 |
| | 西澤達也 | 公募委員 |
| | 澤井三男 | 公募委員 |
| | 増井紘昭 | 公募委員 |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長 |
| | 長屋政明 | 関市社会福祉協議会副会長 |
| | 栗倉元臣 | 関商工会議所副会頭 |
| | 杉浦康弘 | (社)関青年会議所理事長 |
| | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長 |
| | 高井奈津子 | 関市地域情勢の会連合会副会長 |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授 |
| | 土屋康夫 | 元岐阜新聞論説委員 |
| | 北村隆幸 | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- | | | |
|------|------|--------------|
| 1号委員 | 濱岸利夫 | 公募委員 |
| 2号委員 | 石井和典 | 関市老人クラブ連合会会長 |

北村正敏 岐阜県関刃物産業連合会会長
清水宗夫 関市青少年健全育成協議会会長
杉山ミサ子 関市NPO連絡会会員

5 その他の出席 事務局 山下清司 市民協働課長
森川哲也 市民協働課主幹
相宮 定 市民協働課課長補佐
中村亜由美 市民協働課係長

6 議事

(開会 午後7時00分)

1 会長あいさつ

会長

皆さんこんばんは。前回第1回の集まりをもちまして、関市における自治基本条例の素案を市民の皆さんと共に作り上げていくという市の方針が紹介され、皆さんとの意見交換を行わせていただきました。より多くの市民の方たちにここでの協議の過程を届けること、あるいは、これから委員の皆さん一人ひとりの発言の頻度を高めていくこと、そして当初予定していた時期よりも遅らせ、しっかり意見交換、準備をしていくことを確認いたしました。

私は、昨日まで千葉県で仕事をしていました。北は北海道ニセコ町から南は九州の長崎市まで、全国市町村の職員が集まり、地域の自治、そして協働を重視した政策形成の研修を1週間泊まり込みで参加してきました。私の役割は、最後のまとめの講義と職員がこれから研修を経てまとめあげていくレポートの添削を全てチェックして合否を決定していくというものです。これから約2か月間、全国の市町村職員と関わりを持っていく作業に入っていきます。そこで非常に感じたことですが、今から14、15年前に比べて、市町村の職員の地域住民への呼びかけや、住民の意向を踏まえた行政運営に対する責任感が格段に変わってきている、つまり強くなってきていることです。これは一時期、都市間競争の時代だと言っていた生易しいことではありません。企業においてもグローバル化の中でより立地条件の良い土地、より優れた労働者、労働力、人材を求め、そのような所に国境を越えて出ていく時代になってきています。一時期のように補助金漬けにして企業を留めておくことは不可能です。これは製造業だけではなく、サービス産業も含めてそのような状況になっています。地域の財政の基盤を

支える企業を引き留め、そして何よりも納税者である住民の皆さんがその土地に愛着・責任を持って、関わりを持ち続けていただくためには、市町村職員は、待ちの姿勢ではなく、なによりも先ず地域に出て、住民と共に暮らし、仕事をし、そこでニーズを把握し、自らの政策形成能力を高めることが不可欠です。そのような意識と実践の中で、国を経ずして各国と直接、例えば観光交流や企業の誘致をめぐる直接投資や交渉を、中国語やポルトガル語、英語はもちろん、さらに新興国の言語を使いこなしてコミュニケーションを図っていく、もちろん市民の皆さんの中にある専門家の力を借りて行っていくといった国内外とのネットワークを作りながら、市民の生活の環境をより良くしていくために責任を持つ人材としてこれから自己変革をしていかなければなりません。そして自己変革を通じて市役所という組織の変革をしていかなければなりません。そのための具体的な実践の講義を昨日してまいりました。3時間連続の講義であったので、終わるとすぐに疲れて寝込んでしまいましたが、そのような、たいへん密なことを1週間寝泊りしてやってきました。そして、このような自治の取り組みの中の一番基となる自治基本条例です。その条例を最初につくった自治体が、北海道のニセコ町であると紹介されています。ニセコ町は自治基本条例という名前がつくっていませんが、コミュニティというものをしっかりと意識し、条例をつくりながら、コミュニティに参加する住民、そして参加を呼びかける自治体をつくりました。住民参加・協働はコミュニティからであり、その連合がまちであると謳ったのがニセコ町でした。そのことにより、ニセコはまちが変わったと言われています。ニセコの方は話の中で、行政が国の方向を向いて仕事をしてきた時代から、市民、町民に目を向けてそのニーズと行政のシーズを突き合わせながら、地域にある資源をお互いに話し合っ活かしていくまちづくりを独自に模索しながら取り組んできたその根拠として、あの条例をつくって正解だったこと、そしてそれで終わらないで常に現状を踏まえて内容を変えていかなければならないという緊張感を持てるようになってきたということを強調されました。今回皆さんに委員におなりいただき、関市で自治基本条例の素案を作り上げていく段階になってきましたが、これを作ってお終いということではなく、まちづくりの過程で何度も何度も見直しをしていくことも展望しなければなりません。ぜひ皆様方の真摯な建設的な議論で委員会を運営していただきますようお願いいたします。

最後になりますが、お手元にコピーを配らせていただきました。「市

民が主役のまちづくりルールブック「新城市自治基本条例」という名前のものです。これは昨年12月、愛知県新城市の議会で自治基本条例が可決・成立されました。市民の真摯な議論で約1年間協議を積み重ね、様々な市民の方たちと意見を踏まえ、市議会に市長が素案を提案するという段取りで、最終的に議会で可決・成立しました。この中で皆さんに見ていただきたいものは、市民が主役の新たな仕組みであると書いてあります。ここで具体的に市民が主役になる場として、「市民のまちづくり週間」、これは関市の地域委員会に置き換えて考えても良いかと思いますが、もう少しこちらはパブリックな面で市長が年1回開催するものです。そして、もっとオフィシャルな議論ができるように有権者50分の1以上の署名で請求できる権利が担保されています。そして独自に条例を作らなければなりません、住民投票ができるという文面が中に書いてあります。そして、新城市では地域自治区、その中に地域協議会という委員会がありますが、関市でいうと地域審議会によく似たものです。これは市の出先機関に当たりますが、地域自治区を市内10ヶ所に設置をして自治会等の日常的な活動で解決が難しい案件について、広く市民の皆さんと協議して市に予算の請求をする制度を設けました。私は地域自治制度の議会説明とか制度設計などに深く関わってきました。おそらく近年では中部地方でも初めてだと思いますが、自治基本条例と地域自治区を設置する条例を同時に可決・成立させました。いろんな論争がありましたが結論はこのようなことになりました。その裏側に内容が書いてありますが、ぜひ皆様方には時間を改めてお読みいただき、詳しくはホームページ等でチェックしていただければと思います。このようにして、地域社会のより良い明日をつくっていくことが市民であり行政であります。このようなことが全国各所で近年強く強調され実践されています。国の条例でも、かつては国の施策に準ずることが市町村の立場であると言っていたことが、今では市町村の役割を強く求めて国と対等であることを法律上も言うようになりました。法律で言われるまでもなく、地域のいろんな条例や施策は全て、市民と共につくっていく、また運営していく、その根拠法が自治基本条例であります。ぜひ、そのあり様について、積極的なご支援を賜りますようお願いいたします。少々長くなりましたが本日の最初のあいさつとさせていただきます。

事務局

これより審議に入らせていただきます。本日お手元に第1回審議会の会議録を配布させていただいております。会議録は、事務局からの

説明部分は割愛させていただきまして、委員の皆さんからの意見、質問を中心にまとめております。また委員の皆様の発言の欄にはお名前を記載してありません。これを関市のホームページで公開し、できるだけ活発な議論を市民に伝えていきたいと考えています。市のホームページの左の方にあります「市民協働」の所から、審議会の部分に入っていくことができますので、そこに内容等をアップしていきたいと考えています。一部間違いがあるかもしれませんので、今日から1週間、ご確認いただき、発言内容と違うところがありましたら事務局にお伝えください。会長と相談し、訂正、反映した後にホームページに上げたいと思います。

また、議会の会議録がございます。委員の方から要請がありまして、平成23年、24年の市議会の一般質問の中でのやりとりにつきまして用意させていただきましたので、一度参考にお読みいただきたいと思っております。今日のグループ討議の進め方と、グループ分けの紙、自治基本条例の前文に関するアンケートの紙、先生からのお話にありました新城市の事例のコピーをお席に配らせていただいております。事前にお送りした資料も含めてご確認いただき、何かありましたら事務局にお申し付けいただければと思います。

2 骨子について

事務局が資料に基づき説明

会長 資料1について説明していただきました。一般的に自治基本条例に含まれる項目を、意味合いも含めて紹介してまいりました。これを全部入れるというわけではなく、一般的に条例ではこういうことが掲げられていることが多いということです。これについて何かお知りになりたいことやご意見はございますか。

委員 オンブズマンの制度はどちらの項目に入っているのでしょうか。

事務局 「参画・協働」の項目に含まれると考えておりますが、資料には記載してございません。もし必要であれば、追加してシートを作りたいと考えています。

委員 ぜひ、加えて検討していただきたい。

事務局

追加するようにいたします。

委員

この資料をいただきまして、ここまで準備をされますと私たちは何をやればいいのかと率直に思いました。枠がしっかりとはめられているわけですから、その枠内で「市民協働」ということを市側は言っているのかなと思いました。当初の話とは大分違ってくるのかなということを感じました。そして今日は、総則についてグループで協議することになっていますが、前文の所のまちづくりの方向性や理念が重要ではないかと思えます。大体の審議会は意見交換という印象を持っておりまして、委員の方はもっと関市をこうしたいという思いや夢をお持ちだと思えます。ですから、前文の意見を出し合うことが必要ではないかと思えます。自治基本条例は説明されたようなものであると思えますが、最初から枠をはめられると、内向きの議論で終わってしまうという印象を持っています。

(拍手あり)

事務局

今回の大項目・小項目については、素案であり、たたき台でございます。皆さんがご議論しやすいように提案させていただいたものです。当然追加していただいても結構ですので、ご提案いただけましたらそのようにさせていただきたいと思えます。

前文につきましては、後ほどご説明させていただきますが、前文も皆さんのご意見をいただきながら一からつくっていきたいと考えています。また、一部回答を訂正させていただきますが、オンブズマンにつきましては「参画・協働」ではなく「行政運営」に含めて考えていきます。

会長

今の点について少し補足をしますと、〇〇委員からの質問で資料 1 がここまで書いてあると決まってしまうのではないかというご意見ですが、決してそういうことはありません。前回の委員会の際にありましたように、自治基本条例にはいくつかの共通する項目があります。皆さんも事前に情報を入手して参加いただいていると思えますが、大項目と小項目について、それぞれの定義が一般的にどのようなされているのか、どんな意味を持つ言葉なのか、そして、いろんな自治体で自治基本条例がありますが、自治基本条例が一般的にはどのような構成になっているのか分かりにくいというお話がありま

した。したがって資料1は、関市における自治基本条例を構成する大項目・小項目、とりわけ内容に関わってくる小項目とその解釈は一般論であり、これを持ってつくるものではないということです。前回の議論の続きとして、あくまでも一般的な条例の構成はこのようなものが多く、このような言葉で解釈されているという情報提供であります。これが今日の資料の狙いですので、例えば、先ほど説明の途中で表現に間違いがありました。「これでいく」という表現がありましたがそのようなものではなく、市民の権利や役割の中で、例えば、関市の場合には子どもの権利を書くのか書かないのか、そして、子どもという場合は未成年になっているがそれでいいのか。このようなことについても、皆さんの解釈、考え方を密の高い議論の場を設ける中で出し合っていたらつくっていきます。そのために、一般的にはどのような項目から構成されているのか、ヒントがなければなかなか議論もできないであろうということで、このようなものをつくったことをご理解いただきますでしょうか。今のオンブズマンについても、一般的には行政分野の所に入れることは当たり前のことですが、果たしてそれでいいのか、皆さんはどのようなご希望があるのか。それを、ご自身の経験や学んでこられた知見を踏まえて意見を出していただくというプロセスを大事にしていきます。ここに書かれていることは、たたき台のたたき台でしかないことをご理解ください。

委員 先ほど説明がありました資料1についてですが、規定という言葉がたくさん出てきます。この条例は手続法ではないと思います。手続法的な内容を含むと解釈してよろしいですか。

会長 手続きではなく理念、考え方を示すというものです。

委員 資料1を見させていただいて気づいた点がありましたので言わせていただきたいと思います。市民と議会と行政との関わり方を明文化する作業を行うと思いますが、この資料の中で議会と行政は、責務と小項目には上げられていますが、市民については、責務については何も上げられていませんが、なぜでしょうか。

事務局 市民については、役割という言葉で表現させていただきました。

委員 対等な関係ということ条例の中で表現しきれないのではないで

しょうか。市民に対しても責務が良いと思います。

事務局

シートの中でご協議いただきたいと思います。事例を参考に、市が「責務」を「役割」と表現させていただいただけです。

委員

前文はすでに形作ってあるのでしょうか。形作ってあって次の総則に入っていくのだと思います。前文なしで総則に入るのはどうかと思います。基本的に審議会は市長から諮問を受け、それに対して答申していきます。どこの自治体でもそうですが、事務局がお膳立てをいただいて、それに対して審議委員が意見を述べて修正したり賛成したりしていくのだと思います。そのような、私たちの位置を委員自身がおく必要があると思います。委員はどのような役割で来ているのか、自ら認識する必要があると思います。

もう一つ、基本条例について、あまり細かいものはやりたくありません。基本的なことをきちっとやっていくことが大事だと思います。

事務局

前文につきましては、皆さんにアンケートをお配りしています。最後に自治基本条例の前文に関するアンケートということで、このアンケートに記載していただいて、もしくは、意見をいただきまして、前文については、議論していきたいと思っています。前文についてどのようなものかと言いますと、条例の背景となるまちの成り立ちとか、制度とかです。なぜ自治基本条例が必要なのかという時代の背景や目指すべき市の姿、決意表明などから大体構成されております。皆さんにアンケートを今度の会議までにご記入し提出していただいて、そこから私たちはキーワードを拾いながら前文を投げまして論議していただこうと思っています。アンケートの内容ですが、関市の特徴とか、どのような魅力があるのかをもう一度考えようということです。関市は今後どのようなまちをつくるのか、目指すべきなのか、そしてこの先、住民自治を推進するうえで大切にしたい思いはありますかなど、アンケートをとり、皆さんが思っているキーワードを拾いながら前文をつくっていききたいと思っています。前文を最初に議論すべきではないかと言えば、確かにそうかもしれませんが、このアンケートによって議論していきたいと思っています。

委員

自治基本条例の項目が書いてありますが、全国の自治基本条例の項目からみても大体この中で当てはまっていると思います。この中から

どれを選ぶかになると思います。これを全部入れたら、とても良い自治基本条例になると思います。

検討に入る順序ですが、第1条の「目的」から入るように進めていくと、例えば関市の第1条ですが、「市民の権利と役割」と書いてあります。他の条例には、実際は権利と書いていない条例もあります。権利の法的性質が具体的に何なのか、あいまいです。しかし、憲法でいうところの権利の法的性質は、本当の権利なのか、所有権でしたら、民法で担保するものであれば、登記です。本を読みますと権利はほとんどありません。憲法でいうプログラム規程という認識がほとんどです。ある自治体によると、本当の権利は地方自治法に書いてあります選挙権や被選挙権、義務は納税です。この権利は一体何を言っているのかが、たちまち分からなくなってしまいます。このような進め方がまずいと思います。

次に第2条に市民や行政、まちづくりとか協働とありますが、市民はこれで良いですが、行政は地方自治法では、執行機関です。ひっくり返して行政という表現でも良いですが、少し検討が必要であると思います。このように進めていくのであれば、まずは前文から最終条文まで素案を書いていただいて、今回は1条から3条までやりましょうというようにしてほしい。これで良いですかと言われても足りるか足りないか分かりません。後から議論が出てきたときに、すでに議論したところを変えておけば良かったということになります。まずは前文から最終条文まで素案を書くような進め方を提案します。

会長

ご意見として伺っておいてよろしいでしょうか。それについて一つ一つお答えするのは、皆さんのテーブルの中で深めていただいた方が良くと思います。本日は第3番目の次第で、「条項について」という所があります。ここから中身に入って参ります。今日やることについて皆さんにご提案していきたいと思います。ここの3の条項について、そして、グループ討議まで一括して事務局から説明をしてください。

3 条項について

事務局が資料に基づき説明

会長

今からさっそく作業に入りたいと思います。皆さんに事前にお配りした資料ですが、随分細かな説明を中に書き込んでいます。先ほど、前文の内容を審議して、順番に各条項について検討していくやり方が

良いのではないかというご意見をいただきました。一般的に前文の所を多くの自治体の全文を比較すると、市民憲章に該当するような内容をコアにして、それを膨らますようなケースが初期の頃は多くありました。ところが、近年の条例を分析していくと総則以下、まちづくりの基本的な理念・骨子を踏まえて上手く運用していくという主旨を前文に書き込んでいくケースが増えてきました。そのようなことを事務局に分析してもらい、前文に入れ込む内容については慎重にやる方が良いと思います。皆さんの普段の日常生活感覚から、ここはぜひ入れていくべきと考える具体的、明確な定義や表現を、それぞれ皆さん生活の場が違うのでいろんな感覚がおありであり、大事にしたいものもあると思います。一度文章に書いていただいて、それを事務局で整理してキーワードよりもこのような項目がありましたと整理して皆さんに率直にもう一度見ていただき、総則以下検討する過程の中で前文を検討していく段取りもありかなと思います。前文の所は最後に変わるケースも大変多いです。ですので、ここの所も検討してこれで終わらず、後の内容を検討していくにしたがって、前文に戻って考えていくこともありますので、今回は今のようやり方で始めて、また前文の検討に戻ることをしていただきたいと思います。

皆さんのお手元に資料が用意されています。このようなものまでいらないとお考えの方は、これを見なくても日常生活感覚で意見を言っていただいて結構ですし、これから進行役の方が上手く進行して参りますので、これは必要に応じてご覧になっていただいて、後は皆さんの率直な意見交換を進めていただければと思います。このように用意しておりますが、市からの強い要望ではありません。あくまでもたたき台ですので、そのような理解をお願いします。では、ただ今からグループ毎の審議に入りますが、一つだけお願いがあります。時間について沢山ご意見をいただきましたので、8時45分には一度議論を切り上げていただいて、それぞれのグループの中で出た意見をグループの進行役の方にお話をいただきます。そのお話をいただく前に、グループでこのような意見でしたでしょうかという確認は必ずとっていただいて、おおよそ最大公約数的に意見を紹介していただきます。細かい正確な記述は各グループに市役所の職員に入ってもらい記録をとってもらいます。そこで条文づくりに役立つ正確な情報はきちんと把握していくということしていきたいです。そして、各グループで議論していただきますが、委員の皆さんが対等な立場で全員の人達が意見を言ってもらえるように、お一人の方が沢山時間を使って

お話をされないように、あるいは、そのような場合は、進行役の方が他の方たちにもご意見をという形でお願いすると思います。そのような所は協力をお願いします。この条例を作るということでお集まりいただきましたので、建設的な意見を出しあっていただいて、短い時間ではありますが、密の濃い議論を積み重ねていただきたいと思います。

4 グループ討議

委員が3グループに分かれ討議

5 発表、意見交換

会長

Aグループの意見を紹介していただきたいと思いますが、決して今日はまとめる場ではありませんので皆さんがお考えのことを出していただいて、どんな意見があるかを紹介していただくことが主になります。3分くらいをお願いします。

(Aグループ)

委員

最初に話が出たのは、自治基本条例は、他の条例との立ち位置でどちらが上なのか、ということです。基本的には理念の話になるので、普通の条例とは違って理念を言っていることを明確に名称に入れるべきではないかという意見も出ました。逆に、他の条例と異なり、まちづくりにおいては、憲法的に一番位の高い条例なのかということで、両方とも議論になっています。もう一つ議論が出たのは、「市民」の定義です。ここに住んでいる人なのか、それとも、大きい意味で関市に関わりを持っている人なのか。本来であれば働いていたり、思いを持っている市民なら良いかと思いますが、中身として非常に無責任な人も入っていたりします。ただ住んでいるから、関わりがあるから、というだけになってしまう心配な面もあります。全体としてそれぞれ意見を持っていらっしやって、どのように流れを作っていくのか、方向性を見出していくのかは、かなり手間をかけてやっていかないと難しいであろうというのが印象です。例えば、市民や行政というカテゴリーの枠以外にも、市民の中に入るものにはNPOとか、今までの概念と違う新しい分野で動く組織を順番に取り入れることも必要であると思います。鍋で言えばいろんな具材があり、最終的に味噌味になったという形になっていくと、まちづくりの一つの成果として関市らしさが出ることは良いのではないかというお話になりました。また、

「協働」ではなく「共働」が良いと言った話ができました。それぞれが重なる所で共に働くというよりは、それぞれのカテゴリーがあってそこから新しいステージを一緒に作っていきましょうという意味合いです。「共」という言葉の使い方や、まちづくりを進めるうえで一つの表れ方、字の聞き方によってイメージ、今までの「協働」より進んだ意味合いを持たせたらどうかと思いました。

(Bグループ)

委員

はじめに議論がし辛いので、次からは部屋を分けて欲しいという意見が出ました。B班では、目的しか話し合うことができませんでした。その中で盛り込むべきキーワードというのは、理念を話すべきだということです。幸せ、夢、住みやすいまち、思いやり、心や自然の豊かさ、関市の良い特徴を満たすべきことを理念の基に目的にも入れていくべきである。キーワードとしては住民参加を幅広くしていこうとか、旧町村との一体感が大事ですので、地域で自立できる市民権のような項目も入れておくべきであります。市民として市民が能動的であるべきだという意見が出ました。自分たちで何ができるか、受動的な市民ではなく、自分たちで考えられる市民でありたいというような「前向き」というキーワードも出ました。議論としては、基本理念か基本原則かという論点がありました。理念であれば、前向きな能動的な市民でありたいという部分、原則だとすると、前向きな部分を入れ込めていけないのではないかという意見も出ました。ただ、基本理念も基本原則も両方混ざっているようなものが事例としては多いので、そこまでこだわらなくても良いのではないかという意見も出ました。そのような話し合いをしましたが、最終的に、まずは前文となる理念を考えてからでないと目的や議論にいけないというのがB班の意見でして、このアンケートを書いて、まとめていただいて理念や目指すべき姿を話し合うべきだとなりました。

(Cグループ)

委員

市民の権利などいろんなことがあります、そもそもすでに市民は全て有しているのではないかという意見や、あえてそれは入れるべきだという意見もありました。条例を作っていくときに全国に向けて出るなら、これが関市の条例であるというものをつくりたいという意見がありました。また、高齢者や子どもなど、一番守らなければならない人達が住みやすいまちをつくらしていきたい、思いやりのある地域社

会、ここに住みたいと思えるようなまちをつかっていきたいというご意見が出ました。最後におまかせ民主主義ではいけない。自分たち市民一人ひとりがどのように関わっていくかということ、市民、議会、行政がそれぞれの立場で行っていくということが重要であるという意見が出ました。

会長

今日は皆さんに自治基本条例の主な項目、大項目の中の総則、とりわけ目的・定義・条例の位置付けという小項目について意見交換をしていただきました。短い時間の中でありましたので、皆さんの思いが十分に出しきれていないこともあると思います。このことについて後ほど事務局から皆さんに提案したいことがありますので、それをまたお聞きいただきたいと思います。多様な意見がそれぞれあるということ、それぞれグループの話を傍らで聞きながら実感しました。共通して関市らしい条例を作りたいし、関市のこれまでのまちづくりやこれからのまちづくりを意識して市民なり、各定義をしていきたいという強いご意見も出てきたと実感しました。その時に、これから作業をやっていく中で皆さん相当意識されてくると思いますが、例えば、住民投票を市民投票という言葉に置き換えるとするならば、その前の「市民」とここで定義する「市民」をどのように上手く整合させていくかということです。つまり、社会目標としての市民を書きたい、志あるパブリックシチズンを書きたい、さらに、能動的な生活をしている市民が、まさに今、これからの責務を担うんだと仮に掲げたとして、また住民票がありましたと掲げたとして、そのことと実際に政策の根拠、つまり、住民投票条例・市民投票条例に基づく住民投票という施策を仮にやるとした場合の市民との整合性をどうするか、今日はその辺を相当意識して発言された方もいるし、まだそこは後で良いので、とりあえず思いを伝えようとされた意見もございました。様々な根拠に基づく意見の交換であり、十分それはそれで良かったと思います。このような積み重ねで精緻なものを作っていかれるものと思います。最初から用意されたものでは何もやることはないわけです。今回ここに集まりの皆さんは自ら手を上げて参加された方と、市のこれまでの施策に関わっていただいた団体の代表者、そうではない方など様々な立場をお持ちの方がたくさんいらっしゃるわけです。意見の聴取や協議の機会をつくっていかないといけないと思います。ここで出された意見がそのまま通る保障はないわけです。しかし、市民の多くの皆さんに提案する材料はここでつくらなければなりません。今日は皆さん

に、後ろをみながら意見を出していただいたり、ご自身の生活経験に基づいて意見を出していただいたりしました。まとめるのではなく意見の出し合いをやってみて、次回につなげていく、次回の議論の仕方をどのようにやっていけば良いのかを考えていく再出発点だったかと思います。次回に向けての進め方について事務局より皆さんに提案していただきます。今日進み具合をみながら事務局と協議した結果でございます。

事務局

今日、できれば3つの項目が進めれば良かったと思っていましたが、そこまでできませんので、次回ですが、もう一回残りの部分を議論していただきます。また資料としては、先の部分も準備させていただきますので、スムーズな議論になれば先まで進めていただければと思います。前文のアンケートにつきましても皆さんに様式をお配りしております。様式にはこだわりませんので、キーワードを出していただければと思います。なお、次回の会議までにアンケートをまとめようと思いましたが、重要な項目だというご意見もいただきましたので、皆さんにしっかり考えていただきたいと思いますので、次回の会議までに整理してFAX、あるいは当日ご持参いただきたいと思います。事務局としてスケジュールをお伝えしましたがいかがでしょうか。今の段階で整理がついていないかもしれませんが、ご説明したように条例の位置付けに加え、次の基本理念・原則までいくことも想定し、資料を準備いたします。

会長

今回は今日の続きと、基本理念・原則の検討の時間を設けていただくということでよろしいと思います。今日の議論のまとめ、各グループで出た意見を整理して見ていただく作業を次回用意しておくように考えましたが、議論がまだ出尽くしていないので、皆さんから出た意見をグループ毎に整理して、他のグループはどのような意見が出たのかを見ていただく作業はもう少し先になります。今回はこれからどのような項目を検討していくか。今回はあまり見通しを示さなかった部分もありますが、そこまでしてはいけないだろうという思いからだったと思います。ご意見の中では今後の議論・題材、どの段階で議論するかを知りたいというご意見もありました。見通しも次回示す方向で検討します。

事務局

委員の皆さんには、前文のアンケートと前回の会議録の確認をお願い

いします。そして会議録等は、市のホームページで掲載させていただきます。また写真を撮らせていただきましたが、ホームページに掲載することについて問題があるようでしたら申し出ください。できるだけ会議の様子や内容については公開していきたいと思います。広報にも審議会のニュースという形で発信していきたいと思います。

委員

会議録を拝見しますと本文に名前が入っていますが、どのように扱うのですか。

事務局

本文の名前についても削除します。

次回の開催日、開催時間等を確認

(閉会 午後9時11分)